防音対策課（東海防衛支局に限る。） 施設補償管理課（東海防衛支局に限る。） 建設課（帯広防衛支局に限る。） 建築課（熊本防衛支局に限る。） 土木課（熊本防衛支局に限る。） 設備課（熊本防衛支局に限る。） 装備課（東海防衛支局及び長崎防衛支局に限る。） （建築課の所掌事務） **第六十条**　建築課は、前条各号に掲げる事務で建築工事に関するものをつかさどる。 ［項を削る。］ （土木課の所掌事務） **第六十一条**　土木課は、第五十九条各号に掲げる事務で土木工事に関するものをつかさどる。 （設備課の所掌事務） **第六十二条**　設備課は、第五十九条各号に掲げる事務で設備工事に関するものをつかさどる。 （建設計画官の所掌事務） **第六十四条**　建設計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　［略］ ［項を削る。］	防音対策課（東海防衛支局に限る。） 施設補償管理課（東海防衛支局に限る。） 建設課（帯広防衛支局に限る。） 建築課（東海防衛支局及び熊本防衛支局に限る。） 土木課（東海防衛支局及び熊本防衛支局に限る。） 設備課（熊本防衛支局に限る。） 装備課（東海防衛支局及び長崎防衛支局に限る。） （建築課の所掌事務） **第六十条**　建築課は、前条各号に掲げる事務で建築工事及び設備工事に関するものをつかさどる。 2　熊本防衛支局の建築課は、前項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる事務で建築工事に関するものをつかさどる。 （土木課の所掌事務） **第六十一条**　土木課は、第二十八条各号に掲げる事務をつかさどる。 （設備課の所掌事務） **第六十二条**　設備課は、第二十九条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。 （建設計画官の所掌事務） **第六十四条**　［同上］ 一～四　［同上］ 2　東海防衛支局の建設計画官は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第六十条第一項及び第六十一条に規定する事務に関する企画、立案及び総括に関すること。 二　前項第二号及び第三号に掲げる事務 三　第六十条第一項及び第六十一条に規定する事務並びに前号に掲げる事務に関する争訟に関すること。 3　熊本防衛支局の建設計画官は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第六十条第二項、第六十一条及び第六十二条に規定する事務に関する企画、立案及び総括に関すること。 二　第一項第二号及び第三号に掲げる事務 三　第六十条第二項、第六十一条及び第六十二条に規定する事務並びに前号に掲げる事務に関する争訟に関すること。
2　熊本防衛支局の建設計画官は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第六十条から第六十二条までに規定する事務に関する企画、立案及び総括に関すること。 二　前項第二号及び第三号に掲げる事務 三　第六十条から第六十二条までに規定する事務及び前号に掲げる事務に関する争訟に関すること。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。

（旧省令の規定に基づく手続の効力）

2　この省令による改正前の地方防衛局組織規則に規定する東海防衛支局建築課、土木課及び建設計画官の所掌に係る契約及び当該契約に関する行為（以下「契約等」という。）については、この省令による改正後の同規則に規定する近畿中部防衛局調達部各課の所掌に係る契約等とみなす。